

介護保険事業所 管理者 様

倉敷市健康福祉部健康長寿課長

新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の休業に伴う総合事業  
(通所型サービス・訪問型サービス)の報酬請求の取扱いについて(Q&A)

日頃より介護保険事業の適正な運営及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記取扱いについては、令和3年1月19日健長第998号により通知(集団指導資料にも掲載)しているところですが、問い合わせがあった内容について下記のとおりとします。

記

Q1

休業した場合、振替で対応することは可能であるか。また、振替で対応する場合、翌月に振替えることも可能であるか。

A1

可能である。

Q2

休業した期間が一月の間に複数回あった場合、どのように日割り計算を行えばよいか。

A2

それぞれの休業した期間ごとに、日割り計算を行うこととする。

例)

令和4年1月7日～12日(6日間)休業      Aさんサービス利用予定あり

令和4年1月24日～26日(3日間)休業      Aさんサービス利用予定なし

答)

31日分から利用予定があった期間の6日分を引いた25日分で日割り計算を行う。

問い合わせ先

倉敷市健康福祉部健康長寿課地域包括ケア推進室

担当：小野

TEL：086-426-3417

FAX：086-422-2016